

奈良市養育費確保支援事業 フローチャート

次のすべてに当てはまる。

- ・20歳未満の子どもを養育している。
- ・現在ひとり親である。または、離婚を検討している。
- ・奈良市に住所があり、いまでも実際に住んでいる。
(補助金の実績報告が完了するまで奈良市に住んでいる必要があります。)
※ DVから逃げているなど特別な事情を除く。
- ・暴力団や暴力団に関係を持つ者ではない。

はい

養育費のことに、

- A 専門的な助言を受けたい
- B 費用の補助について聞きたい

A

専門的な助言のできる弁護士の
無料相談におつなぎします。

B

いいえ

現時点ではこの事業の対象外です。

状況が変わりましたら
再度ご相談ください。

いいえ

次のすべてに当てはまる。

- ・該当の子どもの養育費の請求権を持っている。
(補助金の交付申請・実績報告時にはひとり親である必要があります。)
- ・養育費確保に関して、申請者が費用を負担している。または、負担する予定である。
- ・養育費確保に関して、今までに奈良市、国、他市町村から補助金の交付を受けていない。
※ ただし、①養育費の請求を行う相手が違う場合
②弁護士・法テラスに依頼する契約内容が異なり、かつ、過去に奈良市
で交付を受けた補助金が補助区分上限額を超えない場合を除く。

はい

養育費を確保するために、

- A 公正証書(強制執行認諾約款付)を作る予定である
- B 離婚後に行う「養育費請求調停」申立てや「強制執行」の申立てをする予定である

A

① ~

B

申立ては、

- A 自分でする予定である
- B 弁護士に依頼する予定である
- C 法テラスを通じて弁護士に依頼する予定である

A

② ~

B

③ ~

C

④ ~

離婚前に行う
「夫婦関係調整(離婚)の調停」
「婚姻費用分担の調停」に
付随しての養育費に関する
調停申立は**補助対象外**です。

① 公正証書作成手数料の補助

◆ 補助対象の費用 <上限 43,000円>

『強制執行認諾』の条項が記載された公正証書の作成手数料のうち、

【A. 養育費分】

【B. 強制執行・交付送達分】

※ 離婚前・離婚後・未婚時に作成された公正証書が対象です。



◆ 申請の時期

公正証書を作成した翌日から6ヵ月以内（申請は離婚成立後・未婚時に限ります）



◆ 申請の流れ

市に事前相談
(奈良市役所子ども給付課)

公正証書作成
(公証役場)

交付申請と
実績報告は
同時申請可能

書類提出《交付申請》
書類提出《実績報告》

(奈良市役所子ども給付課)

入金



◆ 必要な書類

□ 戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）【申】<報>

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）



□ 世帯全員の住民票の写し【申】<報>

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 本籍、続柄の記載があるもの（マイナンバー不要）
- ※ 公簿などで確認できる場合、省略可

□ 養育費に係る公正証書作成手数料の領収書【申】

□ 公正証書（原本）<報>

- ※ 原本確認・申請に必要な部分をコピーした後、その場で返却します

□ 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの<報>

- ※ 現在の氏のもの

○ その他 記入必要書類

- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）【申】
- ・個人情報の取り扱いについての同意書【申】
- ・重要事項説明についての同意書【申】
- ・誓約書【申】
- ・補助事業等実績報告書（第4号様式）<報>
- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第2号様式）<報>

※ 「必要な書類」欄の記載について（①～④共通）

- ・交付申請時必要：【申】 ・実績報告時必要：<報>
- ・申請者の方に準備いただく必要がある書類：□マーク
- ・子ども給付課で記入いただく書類：○マーク
- ・子ども給付課の様式に、記入時に準備や確認が必要な書類：□○マーク

② 自分で「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う場合の補助

◆ 補助対象の費用 <上限 50,000円>

- ・申立てに係る **収入印紙代**
- ・申立て時に裁判所に求められる **予納切手代**
- ・申立てに必要な戸籍謄本・住民票などの **公的書類発行手数料**
※ 裁判所までの交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外です。



◆ 申請の時期

裁判所で申立てした翌日から6ヵ月以内

◆ 申請の流れ

市に事前相談
(奈良市役所子ども給付課)

裁判所へ申立ての準備
(対象費用)
申立てに係る収入印紙代や予納切手代、
戸籍謄本などの公的書類発行手数料
領収書などは必ず保管してください！！

書類提出《交付申請》
(奈良市役所子ども給付課)

実績報告時に同時
に行うことも可能

調停申立て / 強制執行申立て
(家庭裁判所 / 地方裁判所)
**申立書を3部(本人控含む)用意し、
受領印をもらいましょう！！**

書類提出《実績報告》
(奈良市役所子ども給付課)

入金

◆ 必要な書類

□ 戸籍謄本(離婚後・未婚の戸籍)【申】<報>
※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
※ 申請者と該当の子が記載されているもの
(親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要)

□ 世帯全員の住民票の写し【申】<報>
※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
※ 本籍、続柄の記載があるもの
(マイナンバー不要)
※ 公簿などで確認できる場合、省略可

□ 対象費用の領収書(レシート等)【申】

□ 裁判所へ申立て手続きしたことがわかるもの<報>
※ 裁判所への申立書の本人控(要受領印)など

□ 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの<報>
※ 現在の氏のもの

○ その他 記入必要書類

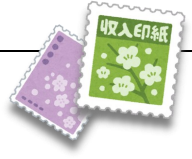
- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書(第1号様式)【申】
- ・個人情報の取り扱いについての同意書【申】
- ・重要事項説明についての同意書【申】
- ・誓約書【申】
- ・補助事業等実績報告書(第4号様式)<報>
- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書(第2号様式)<報>



③ 弁護士に依頼して「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う場合の補助

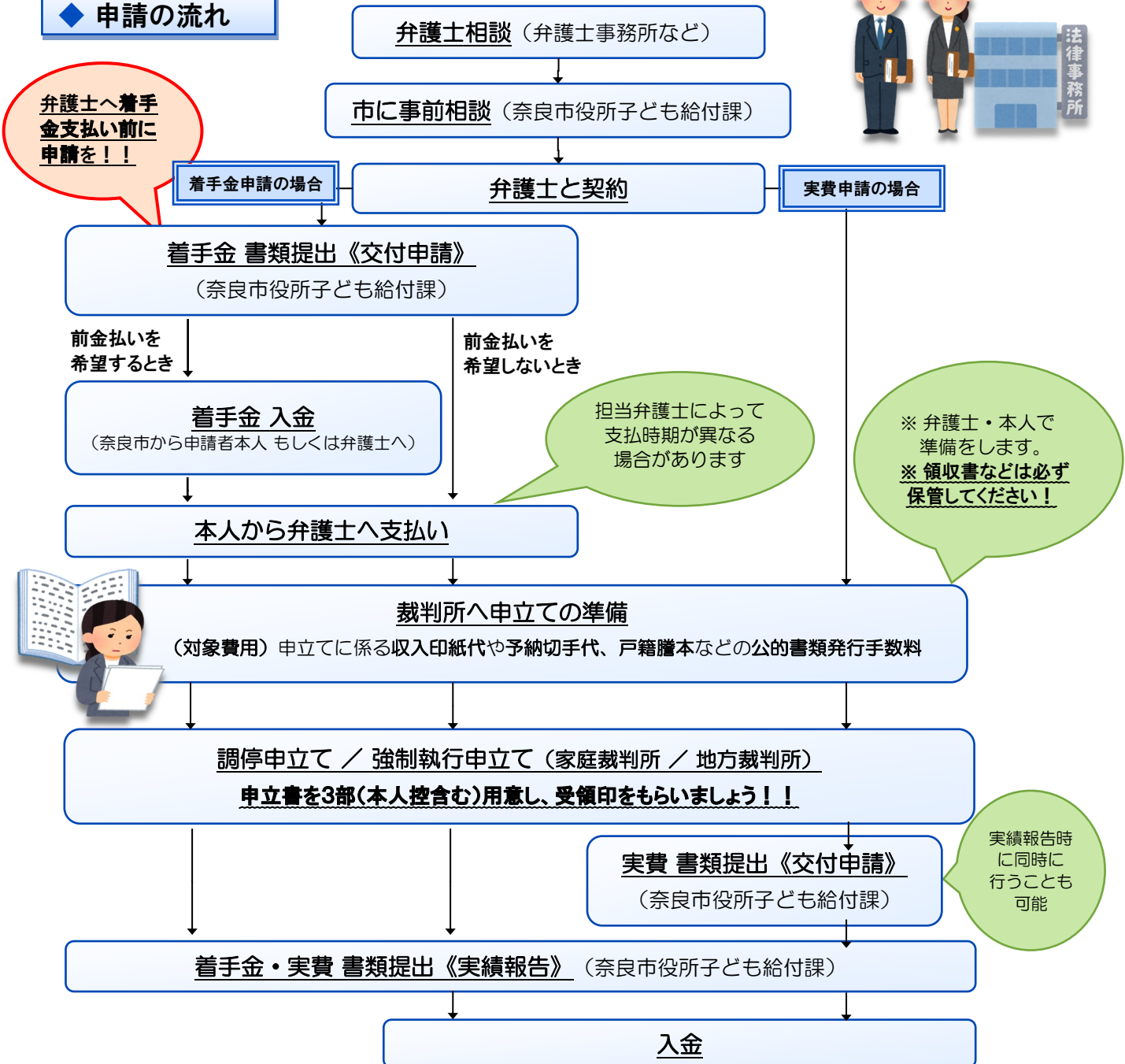
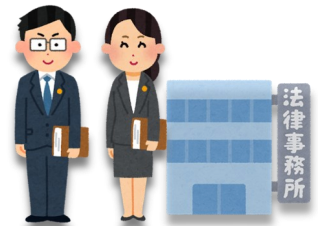
◆ 補助対象について

補助対象	着手金	実費
補助対象詳細	弁護士費用のうち <u>着手金</u>	実費負担金のうち、 <ul style="list-style-type: none"> 申立てに係る <u>収入印紙代</u> 申立て時に裁判所に求められる <u>予納切手代</u> 申立てに必要な戸籍謄本・住民票などの <u>公的書類発行手数料</u> ※ 裁判所への交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外
補助上限	100,000円	50,000円
申請時期	<u>着手金支払い前</u>	裁判所で申立てした翌日から6ヶ月以内



※注意※ 支払い後の申請は対象外です！

◆ 申請の流れ



※裏面に続く

◆ 必要な書類（着手金・実費共通）

戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）【申】〈報〉

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）

世帯全員の住民票の写し【申】〈報〉

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 本籍、続柄の記載があるもの（マイナンバー不要）
- ※ 公簿などで確認できる場合、省略可

弁護士などと締結した契約書【申】

申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの〈報〉

- ※ 現在の氏のもの



○その他 記入必要書類

- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）【申】
- ・個人情報の取り扱いについての同意書【申】
- ・重要事項説明についての同意書【申】
- ・誓約書【申】
- ・補助事業等実績報告書（第4号様式）〈報〉
- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第2号様式）〈報〉

+ 着手金るとき

弁護士からの請求書【申】

弁護士からの領収書〈報〉

事案の処理に着手したことがわかる書面【申】〈報〉

- ※ 裁判所への申立書の本人控（要受領印）など

【概算払い（前払い）を希望する場合のみ】

奈良市養育費確保支援事業補助金概算払請求書

【奈良市から弁護士などの口座に直接払いを希望する場合のみ】

- 委任状（第3号様式）
- 弁護士等直接口座振込における説明事項及び確認同意書
 - ※ 弁護士などが確認し、同意のうえ記入が必要
- 弁護士などの振込口座のわかるもの
 - ※ 委任状に記入している口座情報等が確認できるもの（通帳のコピー、契約書の記載事項、振込先が記載された請求書など）



+ 実費るとき

対象費用の請求書【申】

対象費用の領収書（弁護士発行）〈報〉

実費内訳報告書〈報〉 （弁護士が記入、もしくは弁護士に確認し申請者本人が記入）

裁判所へ申立手続きしたことがわかる書類〈報〉

- ※ 裁判所への申立書の本人控（要受領印）など

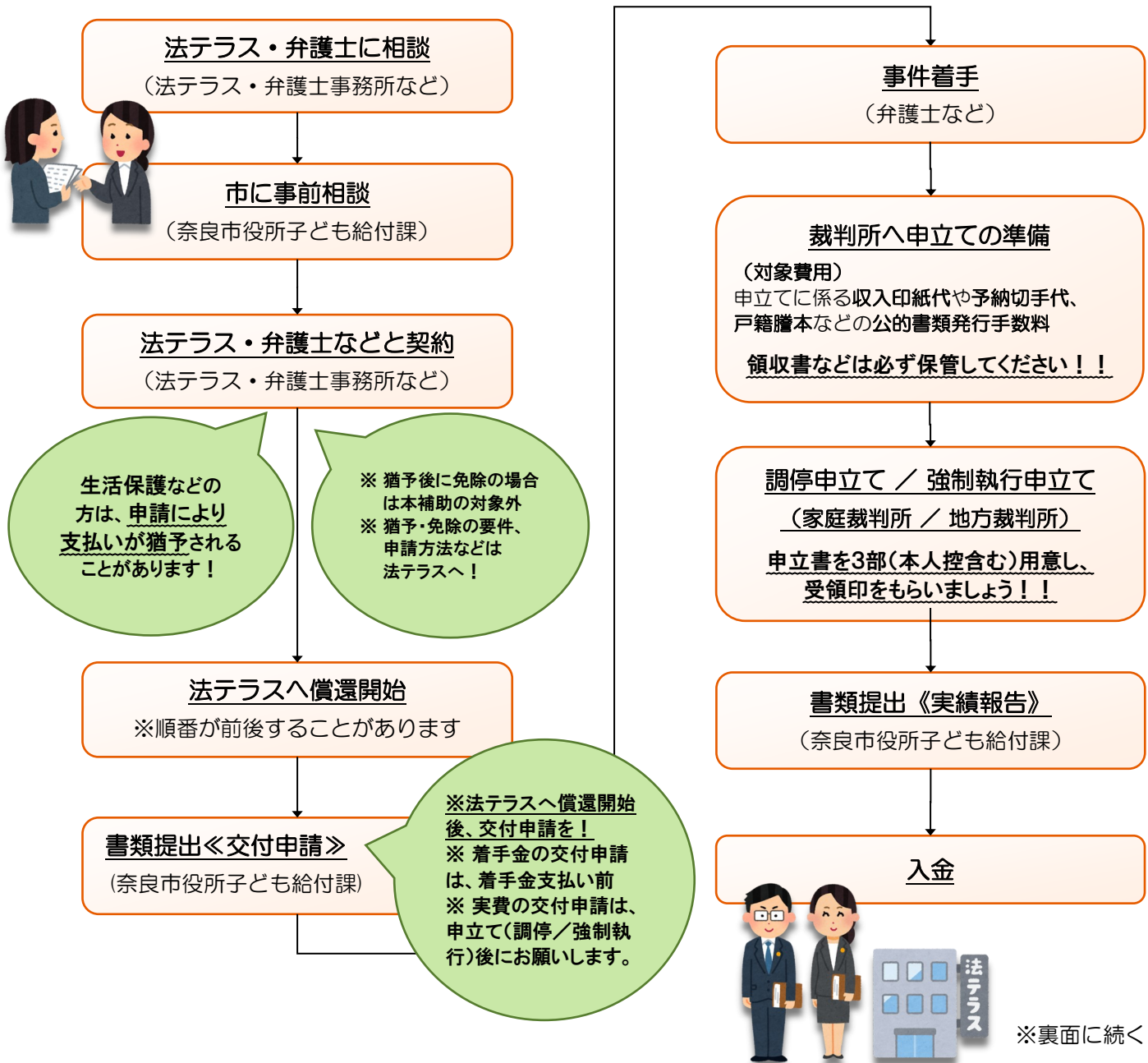
④ 法テラスを利用して「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う場合の補助

◆ 補助対象について

補助対象	着手金	実費
補助対象詳細	弁護士費用のうち <u>着手金</u>	実費負担金のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・申立てに係る <u>収入印紙代</u> ・申立て時に裁判所に求められる <u>予納切手代</u> ・申立てに必要な戸籍謄本・住民票などの <u>公的書類発行手数料</u> ※ 裁判所への交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外
補助上限	100,000円	50,000円
申請時期	法テラスへの償還が始まった日の翌日から6ヶ月以内	



◆ 申請の流れ



◆ 必要な書類（着手金・実費共通）

□ 戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）【申】〈報〉

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）

□ 世帯全員の住民票の写し【申】〈報〉

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 本籍、続柄の記載があるもの（マイナンバー不要）
- ※ 公簿などで確認できる場合、省略可

□ 弁護士などとの契約書【申】

□ 援助開始決定通知書の写し（法テラス発行分）【申】

□ 償還が始まったことがわかる書類〈報〉

- ※ 引落し状況がわかる通帳の写しなど

□ 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの〈報〉

- ※ 現在の氏のもの

○ その他 記入必要書類

- ・ 奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）【申】
- ・ 個人情報の取り扱いについての同意書【申】
- ・ 重要事項説明についての同意書【申】
- ・ 誓約書【申】
- ・ 補助事業等実績報告書（第4号様式）〈報〉
- ・ 奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第2号様式）〈報〉



+ 着手金するとき

□ 事案の処理に着手したことがわかる書面〈報〉

- ※ 裁判所への申立書の本人控（要受領印）など

【奈良市から弁護士などの口座に直接払いを希望する場合のみ】

- 委任状（第3号様式）
- 弁護士等直接口座振込における説明事項及び確認同意書
 - ※ 弁護士などが確認し、同意のうえ記入が必要
- 弁護士などの振込口座のわかるもの
 - ※ 委任状に記入している口座情報等が確認できるもの（通帳のコピー、契約書の記載事項、振込先が記載された請求書など）

裁判所

+ 実費するとき

□ 対象費用の領収書（弁護士発行）〈報〉

□ ○実費内訳報告書〈報〉

- （弁護士が記入、もしくは弁護士に確認し申請者本人が記入）

□ 裁判所へ申立手続きしたことがわかる書類〈報〉

- ※ 裁判所への申立書の本人控（要受領印）など



改正民法施行にともなう養育費の支払確保等について（見直しされたこと）

～2026年（令和8年）4月1日から、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、親権、養育費、親子交流などに関して見直した民法等改正法が施行されています。このチャートでは、養育費に関して見直しされた内容を中心にまとめています。～

子どもの人格の尊重と親権について

□今回の改正では、**子どもの心身の健全な発達を図るため**、子どもの意見を適切な形で尊重することを含め、**子どもの人格を尊重**することが明確化されました。

□今回の改正により、離婚後、**単独親権か共同親権か**いずれかを定めることが可能となりました。協議離婚の場合は父母の協議により、協議が調わない場合や裁判離婚の場合は、**家庭裁判所が子どもの利益の観点から**、総合考慮し判断します。

◆ 養育費の支払確保に関して見直しされたこと

□先取特権について

今回の改正で、**養育費債権に「先取特権」という優先権が付与**され、債務名義がなくても、養育費の取決め時に父母間で作成した文書に基づき差押手続の申立てが可能となりました。**上限額は、子ども1人あたり月額8万円**で、施行後（令和8年4月1日以降）に生ずる養育費が対象です。

□離婚の際に養育費の取決めを文書で行っていた場合について

○**調停調書、公正証書等がある場合**：取決め額全額の差押えが可能となりました。

○**取決めを裏付ける文書がある場合**：取決め額（**子ども1人あたり月額8万円まで**）については、文書を使って、相手の財産（給料、預貯金等）の差押手続の申立てが可能となりました。

※文書が、取決めを裏付けとして十分かは、裁判所において判断されます。

□離婚の際に養育費の取決めをしていない場合について

離婚の時点から継続して子どもの監護を主として行う親は、他方の親に対して、**子ども1人あたり月額2万円の法定養育費の請求が可能**となりました。ただし、法定養育費はあくまで養育費の取決めをするまでの暫定的なものなので、父母の協議や家庭裁判所の手続により、各自の収入等を踏まえた適正な額の養育費の取決めを速やかにすることが重要です。

□養育費に関する裁判手続の利便性の向上について

家庭裁判所が、当事者に対して**収入情報の開示を命じる**ことが可能となりました。

地方裁判所に対する1回の申立てで、財産開示手続（養育費の支払義務者は、保有する財産を開示しなければならない）・**情報提供命令**（市区町村に対して養育費の支払義務者の給与情報の提供を命じる）・**債権差押命令**（判明した給与債権を差し押さえる）という一連の手続の申請が可能となりました。

養育費の取決め方

- 取決める内容：子どもごとに、金額・支払時期・支払期間（始期と終期）等を取決めること
- 取決める方法：話し合いや裁判所の調停など
- 双方の署名・押印（実印（この場合、印鑑登録証明書をもっておくことも考えられます））のある文書で定めること（万一、支払われなかった時に差押え等の制度があるため）
- 離婚後や別居中の子育てに関する取決めをする文書の一例：共同養育計画書（話し合いや裁判所の調停などで作成）等

関連情報

このチャートをまとめる際に、文書の抜粋等、参考にしています。

□父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました（法務省民事局2026年1月改訂）



URL:https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

□子どものための共同養育計画書（法務省2026版）



URL:https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html